

令和３年第１回大玉村議会定例会会議録

第１日 令和３年３月２日（火曜日）

１．応招（出席）議員は次のとおりである。

１番 斎 藤 信 一	２番 渡 邊 啓 子	３番 菊 地 厚 徳
４番 本 多 保 夫	５番 松 本 昇	６番 佐 原 佐百合
７番 鈴 木 康 広	８番 武 田 悦 子	９番 佐 原 吉太郎
１０番 須 藤 軍 蔵	１１番 押 山 義 則	１２番 菊 地 利 勝

２．不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 佐 藤 吉 郎	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住 民 福 祉 部 長 中 沢 武 志	産 業 建 設 部 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 菅 野 昭 裕
教 育 部 長 兼 生 涯 学 習 課 長 作 田 純 一	政 策 推 進 課 長 舘 下 憲 一
税 務 課 長 菊 地 健	住 民 生 活 課 長 安 田 春 好
健 康 福 祉 課 長 後 藤 隆	再 生 復 興 課 長 伊 藤 寿 夫
産 業 課 長 渡 辺 雅 彦	建 設 課 長 杉 原 仁
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 中 沢 み ち 子	教 育 総 務 課 長 橋 本 哲 夫

４．本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第１号から議案第３５号）

議案第 １号 令和２年度大玉村一般会計補正予算の専決処分（１月）の承認を求めることについて

議案第 ２号 令和２年度大玉村一般会計補正予算の専決処分（２月）の承認を求めることについて

議案第 ３号 大玉村議会議員及び大玉村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

議案第 ４号 大玉村社会教育指導員設置条例を廃止する条例について

議案第 ５号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

- の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 大玉村税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 大玉村保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 大玉村ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 大玉村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 大玉村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 大玉村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 大玉村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 大玉村鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 大玉村総合福祉センターさくらにおける指定管理者の指定について
- 議案第 19 号 大玉村産業振興センター及び大玉村ふれあい広場における指定管理者の指定について
- 議案第 20 号 令和 2 年度大玉村一般会計補正予算について
- 議案第 21 号 令和 2 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 22 号 令和 2 年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について
- 議案第 23 号 令和 2 年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 24 号 令和 2 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 25 号 令和 2 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 26 号 令和 2 年度大玉村水道事業会計補正予算について
- 議案第 27 号 令和 3 年度大玉村一般会計予算について
- 議案第 28 号 令和 3 年度大玉村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 29 号 令和 3 年度大玉村玉井財産区特別会計予算について
- 議案第 30 号 令和 3 年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 31 号 令和 3 年度大玉村土地取得特別会計予算について

議案第 3 2 号 令和 3 年度大玉村介護保険特別会計予算について

議案第 3 3 号 令和 3 年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 3 4 号 令和 3 年度大玉村水道事業会計予算について

議案第 3 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について

施政方針並びに提案理由の説明

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 菊地拓也、鈴木真一、藤田良男

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。３月定例会が招集されましたところ、出席ご苦勞さまでございます。ただいまの出席議員は、１２名全員であります。定足数に達しておりますので、令和３年第１回大玉村議会定例会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 開会に先立ちましてご報告いたします。

２月９日の全国町村議会議長会総会において、本村議会が表彰されましたことをご報告いたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） これより本日の会議を開きます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会員規則第１２５条の規定により、２番渡邊啓子君、３番菊地厚德君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。９番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎） おはようございます。

令和３年第１回３月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査としておりました今期定例会の会期日程等について、去る２月２６日午前９時より、第１委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下ご報告申し上げます。

委員会は、議長出席のもと全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定いたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案３５件で、その内容は、専決処分の承認案件２件、条例制定案件１件、条例廃止案件１件、条例改正案件１３件、補正予算案件７件、当初予算案件８件、人事案件１件及びその他２件の、合わせて３５件であります。

以上のことから、会期につきましては、本日３月２日から１５日までの１４日間と決定いたしました。

また、会期日程、会議区分及び議事内容につきましては、

本日 ２日 本会議 村長の行政報告、議案の一括上程、施政方針並びに提案理由の説明、請願・陳情の委員会付託、委員会（付託事件の審査）

3月 3日 休会（議案調査）
 3月 4日 本会議 一般質問 6名
 3月 5日 本会議 一般質問 2名、議案第1号から議案第19号までの議案審議
 3月 6日 休会 3月 7日 休会
 3月 8日 本会議 令和3年度予算議案に対する総括質疑及び令和3年度予算議案の委員会付託、委員会
 3月 9日 委員会（付託事件の審査）
 3月10日 委員会（付託事件の審査）
 3月11日 委員会（付託事件の審査）
 3月12日 大玉中学校卒業式のため午前中休会
 午後 委員会（付託事件の審査）
 3月13日 休会
 3月14日 休会
 3月15日 本会議 議案第20号から議案第35号までの議案審議、委員会付託事件の委員長報告、審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

なお、会期日程第7日、3月8日の総括質疑は、令和3年度予算議案についての質疑です。先例により、質問者は原則自ら所属する常任委員会の予算項目以外の質疑内容とし、予算書のページ数を明らかにし、議題に供された内容とするよう申合せをしたとおりですので、ご協力をお願い申し上げます。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

以上であります。

○議長（菊地利勝） お諮りいたします。

会期日程等については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定するに
 異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定
 しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査の報告について、定期監査の報告につ
 いて、今定例会に受理した請願・陳情について説明員の報告についてであり、内容は配
 付いたしました報告書のとおりですので、配付をもって報告に代えさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第４、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第１回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第５、議案第１号から議案第３５号まで一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（鈴木真一） 別紙議案書により朗読。

○議長（菊地利勝） 事務職職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第６、村長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 施政方針の前に、長時間に及びますので、アクリル板もありますし、十分に距離も保たれますので、マスクを外して説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長、よろしいですか。

○議長（菊地利勝） はい、結構です。

○村長（押山利一） 本日、第１回村議会定例会の開催に当たり、ご提案申し上げました議案の説明に先立ち、令和３年度の村政運営に関する私の所見の一端と重点事務事業についての基本的な施策方針を申し上げ、村民の皆様をはじめ議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

東京電力福島第一原子力発電所事故から、今年で１０年が経過します。さらなる福島の復興に向け、引き続き関係機関とともに国に対し強く要望してまいります。

また、昨年より新型コロナウイルスが猛威を振るい、社会生活や経済活動に大きな影響を及ぼしております。この間のコロナ対策として、子どもたちの感染予防に重点を置き、アルコール消毒薬やマスクの提供などに努めてまいりました。

また、感染拡大による村内事業者等の収入減少に対して経営持続化交付金などの補助を実施し、またマスクなどを購入していただくため各世帯に商品券を配布させていただくなど、各種支援に努めてまいりました。今後も、感染状況や経済活動の動向を注視し、引き続き必要な支援策を実施してまいります。

さて、本村の令和２年度の事務事業につきましては、原発事故関連対策事業、定住人口増加対策、持続可能な農業支援、デマンドタクシーの増車運行、給食費の３割減免など、村政の進展及び復興に向けた取組を行ってまいりました。

特に、健康長寿の村づくりにおいては、コロナ禍の下で健診受診率が低下する傾向の中、大玉村は上昇しております。さらなる健康増進策を進めてまいります。

また、米のブランド化を引き続き福島大学食農学類とタイアップして進めてまいります。

次に、令和３年度の主な事務事業について申し上げます。

大玉村は、人口減少社会の中で人口を維持しております。特に年少人口の割合は県内一高い状況にあります。今後も、村活性化のための各種施策を継続して実施してまいります。

また、現在策定作業を進めている第５次大玉村総合振興計画に基づき、１０年、２０年後の自立する村づくりのための各種施策に取り組んでまいります。

具体的な施策として、持続可能な農業を推進するための各種支援と併せ、後継者の育成・確保や耕作放棄地の改善を行うための受皿となる農業振興公社設立の推進や、商工業の振興、公私連携型による保育所の村社会福祉協議会への運営移管、２台に増車したたまちゃんタクシーの運行充実などに引き続き取り組んでまいります。

定住人口増加対策としましては、県外及び村外からの移住者向けの住宅取得支援補助制度をはじめ、子育て世帯や多世代同居向けに加え、村内業者が施工する場合の補助制度を新設するなど、住宅誘導策を充実してまいります。

国道４号沿線の開発促進をはじめとして、本村の経済活動の振興と交通の利便性向上を図るため、東北自動車道スマートインター誘致実現に向けた具体的な事務作業を進めてまいります。

さらに、大山公民館に代わる施設として、子育て支援センターを併設した村民交流施設の検討及び村民の憩いの場としての親水公園の設置に向けて検討を開始いたします。

また、子育て支援策としましては、令和３年度より保育所第１子も含め、保育料の無料化と、小中学校給食費の減免を５割まで引き上げるとともに、段階的に無償化を図り保護者負担の軽減に努め、安心して産み育てることができる村づくりを目指してまいります。

高齢化対策では、介護予防と支援体制の確立に努めてまいります。同時に、認知症高齢者等が外出後に行方不明となった場合に、ＧＰＳ等を使った所在確認の可能性に取り組んでまいります。

国内外交流の推進については、茨城県茨城町、美浦村との交流を進展させるとともに、国外においては、姉妹校である台湾の大竹国民中学と大玉中学校のさらなる交流を進めてまいります。

また、野内与吉氏の功績をたたえるため、現在収集を進めている顕彰資料をあだたらふるさとホールに展示を行うとともに、村内外に対するＰＲに努めてまいります。

また、村長が代わったことにより中断しているマチュピチュ村との交流の再開に努めてまいります。

東京オリンピック・パラリンピックにおきましては、ペルー共和国のホストタウンとしての取組を進めてまいります。

教育については、小中学生１人１台を配置するタブレット端末の有効活用を図り、

デジタル教育を推進するほか、幼稚園から小中学校までの接続によるおおたま学園やコミュニティ・スクールにより地域とともに学校づくりを推進いたします。

また、生涯学習の推進のため、文化・スポーツなど各種事業を積極的に進めてまいります。

これらの重点的施策を基本方針に盛り込み、令和３年度の当初予算編成に当たったところであります。

自治体を取り巻く社会環境は、コロナ禍により厳しさを増しておりますが、必要な施策への財源の重点配分を基本に、事務事業の取組に当たっては、現時点における国・県の動向や地方財政の状況を見極めながら、新たな財源の掘り起こしを行うなど、今後とも財政状況の健全性維持を念頭に効率的な行政運営に努めてまいり所存であります。

今後も、小さいからこそ可能な村のメリットを生かし、村民に日本一近い村政実現に邁進するとともに、「みんなで支え みんなでつくる大玉村」の理念の下、村民の皆様のご協力をいただき、協働の村づくりを目指してまいります。

以上、申し上げました基本姿勢を踏まえ、新年度予算執行のため計画しました主な事務事業については、各部・課ごとに順次、担当課長より説明を申し上げます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 総務部総務課より申し上げます。

新型コロナウイルス感染対策を講じた上で、財団法人ふくしま自治研修センターへの研修派遣や、こおりやま広域連携中枢都市圏が主催する研修会・講習会への参加を通して、専門的知識の習得と能力開発に努めてまいります。

本年度は大玉村長選挙及び衆議院議員総選挙が予定されておりますので、事務執行に万全を期すとともに、投票の棄権防止のための啓発活動に努めてまいります。

本村におきましては、新規事業を取り組む際の財源確保等、引き続き厳しい状況ではありますが、第５次大玉村総合振興計画の初年度に当たり、実施計画に基づき各種施策を積極的に推進する必要があるため、安定した各種行政サービスを行いながら、小さな自治体ならではのスケールメリットを生かすことで、最小の経費で最大の効果を上げることが念頭に健全財政の維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（舘下憲一） 総務部政策推進課より申し上げます。

令和３年度を初年度とする１０年間の第５次大玉村総合振興計画が策定されると同時に国土利用計画大玉村計画も見直されました。

引き続き、「住みたくなる村づくり」、「住んでよかったと思えるような村づくり」のため施策の調査、研究等を積極的に進め、ＳＤＧｓの考え方を取り入れ、具体的施策を推進します。

また、２期目となる「まち・ひと・しごと総合戦略」に基づく取組について推進し、計画・実施・評価・改善による効果の検証を行い、その後につなげていくＰＤＣＡサ

イクルでのマネジメント手法を取り入れて、活力ある地域社会を持続するため、引き続き推進してまいります。

村の情報発信につきましては、専門人材等を確保し、村ホームページやSNSを活用した情報発信強化に努めてまいります。

公共交通システムにつきましては、デマンドタクシーが本格運行となっておりますが、広域バス、福祉バスの統合も視野に入れ、令和4年度の実施に向けた新たな公共交通システムの在り方を検討してまいります。

国内外交流につきましては、友好交流都市協定を締結している茨城県美浦村、茨城町と、人・もの・情報の交流によりさらなる友好関係を築いてまいりたいと考えております。

また、国外につきましては、姉妹校を締結した桃園市立大竹国民中学校と大玉中学校の交流を引き続き深めてまいります。

2020年東京オリンピック・パラリンピックでのペルー共和国のホストタウンとして、オリンピック等との事後交流やパブリックビューイング等を実施するなど、ペルー共和国を応援する体制を整え、各種取組を実施してまいります。

こおりやま広域連携中枢都市圏につきましては、連携16市町村が協力し、各種研修会や様々な事業に積極的に取り組んでまいります。

また、地域住民のコミュニティ形成や中山間地での農業研修の拠点などの機能を持つ（仮称）山麓交流センター設置補助や、大山地区へ住民交流施設及び子育て支援センター併設設置の検討を開始します。

次に、安達地方広域行政組合の重点事務事業について申し上げます。

衛生関係では、病院群輪番制の推進、斎場の適正な維持管理と運営を図るとともに、廃棄物の発生抑制と資源の循環的利用の推進に努め、汚染廃棄物や放射性物質が含まれている焼却灰等の適正な管理及び処理のために必要な措置を講ずることとしております。また、環境省との共同事業により実施する可燃性除染廃棄物減容化処理事業を推進してまいります。

消防関係では、専門化・高度化した消防業務に対応するため、人材育成計画に基づき、資質の向上を図ってまいります。また、独り暮らし高齢者世帯等の防火指導を積極的に行い、住民に対する応急手当普及活動など、さらなる救命率の向上を目指してまいります。

これらの事業を踏まえた予算は、一般会計が前年度比4.26%減となる74億2,873万3,000円となりました。また、地域振興特別会計では、文化振興支援事業など348万円となったところであります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 総務部税務課関係について申し上げます。

村税の賦課事務におきましては、課税対象を的確に把握、公平公正な課税に努めてまいります。

徴収事務につきましては、引き続き大玉村税等徴収嘱託員を設置し、未納者の実態把握に努めながら納税意識の醸成と自主納付を促すとともに、他の納税者との公平性の確保の点からも、滞納者に対しては厳正な滞納処分を適時・適切に実施し、収納率の向上と自主財源の確保を図ります。

また、口座振替による納税の利便性を周知し、利用者の拡大を図るとともに、現金納付や遠隔地の納税者に対してはコンビニエンスストアでの納税ができることを説明しながら、納期内の適正な納税を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 住民福祉部住民生活課関係の執行基本方針を申し上げます。

交通対策につきましては、事故を未然に防止するための交通安全施設の整備を推進していくとともに、子どもやお年寄りなど交通弱者の被害をなくすための啓発運動を強化してまいります。

また、引き続き高齢者の運転免許証の自主返納を支援し、高齢ドライバーによる交通事故の抑止に努めてまいります。

さらに、防犯団体等の育成と連携の強化に取り組むとともに、毎年各地で繰り返される自然災害に対し、自助・共助の基盤となる自主防災組織の組織化や、防災の要となる消防団の環境整備と組織力強化に努め、安全で安心して暮らせる村づくりを目指します。

また、行方不明者捜索や災害状況確認に役立つドローンの導入と活用にも努めてまいります。

個人番号カード交付事業につきましては、交付開始から5年が経過し、総交付件数は1,000件を上回っており、引き続き円滑な事務処理と広報周知に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、関係部署と連携し高齢者の保健事業と介護予防事業等を一体的に実施し、高齢者の多様な心身の健康課題の解消に取り組んでまいります。

新たな制度運用が4年目を迎える国民健康保険事業につきましては、福島県と村が一体となって順調に運営が図られております。将来的な目標とする保険料水準の統一化に向けて、今後も関係機関と検討を重ね、円滑で効果的かつ安定的な国保運営の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 続きまして、住民福祉部健康福祉課関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、村内にも大きな影響を及ぼしております。引き続き村内における感染予防対策の継続とワクチン接種事業に取り組んでまいります。

なお、ワクチン接種事業につきましては、二本松市、本宮市とともに安達医師会の協力を得ながら接種体制を構築し、事業を推進してまいります。

健康長寿の推進につきましては、大玉村健康長寿推進村民会議を中心として事業を推進してまいります。

健康ポイント事業につきましては、健康長寿推進につながる事業として、村民が楽しみながら取り組める事業として進めてまいります。

また、元気づくりシステム（元気づくり会）につきましては、住民が各集会所などを拠点に、週に2回程度、軽運動や筋力トレーニングなどに取り組む地域の憩いの場としての定着を目指しており、今年度は、新たに参加する地区を増やしながら、地域への事業の定着に向けて取り組んでまいります。

子育て支援におきましては、「第2期大玉村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健やかな成長と豊かな人間性を育むため、子育て世代包括支援センターを中心として、妊産期から子育て期にわたる切れ目のない支援、育児不安の軽減や虐待予防に努め、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してまいります。

保育所におきましては、令和3年4月より公私連携型保育所へ移行して、入所児童の安定的な受入れ態勢の確立と保育士の待遇改善を図ってまいります。

なお、公私連携型保育所としての運営となることから、今後も社会福祉協議会と連携を図りながら、保育を必要とする乳児等の保育の場の確保に努めてまいります。

また、子育て世代への支援施策として、保育所保育料の第2子以降無償化を拡大し、第1子保育料の無償化を図るとともに、在宅で育児を行うゼロ歳児の保護者に対しての子育て応援奨励金及び村外保育施設入所者への支援金支給などの支援を引き続き継続することで、安心して子育てができる環境整備に努めてまいります。

さらに、増築により手狭となった保育所所庭整備や駐車場確保など保育施設の環境整備を推進してまいります。

男女共同参画につきましては、国の男女共同参画社会基本法に基づき策定している「大玉村男女共同参画推進計画」の第2次計画の策定に向けて、本年度は審議会の開催や調査を実施してまいります。

高齢者福祉におきましては、「大玉村第9期高齢者福祉計画」、「大玉村第8期介護保険事業計画」に基づき、関係機関と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めてまいります。

なお、令和2年4月より大玉村社会福祉協議会に委託した地域包括支援センターにつきましては、スムーズな運営が図られていることから、引き続き、介護予防を地域が一体となって取り組む体制を維持してまいります。

障がい者福祉におきましては、「第3次障がい者基本計画」、「第6期大玉村障がい福祉計画」に基づき、障がいのある方が安心して自立した生活が送れるよう支援体制を構築し、さらに、「第2期大玉村障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある児童の発育・発達・教育を支援するため、各種障がい児福祉施策を引き続き進めてまい

ります。

また、大玉村障がい者支援条例の制定を目指しております。

健康推進におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応を優先しつつ、「いきいきおおたま健康プラン21第2次大玉村健康増進計画」及び「第3次大玉村食育推進計画」、「第1次大玉村自殺対策計画」に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、さらに食育の推進、誰も追いつまれることのない社会の実現に向けて重点事業の健康長寿推進事業と併せて展開を進めてまいります。

東日本大震災から10年の節目を迎えますが、原発事故後の放射線による健康被害を防止し健康不安を払拭するため、引き続きホールボディカウンターによる内部被曝検査、甲状腺の定期検査を実施するとともに、積算線量計によるモニタリングを継続してまいります。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 再生復興課長。

○再生復興課長（伊藤寿夫） 住民福祉部再生復興課より申し上げます。

現在、放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上ある地域、またはおそれがある地域として本村も指定されている汚染状況重点調査地域の指定解除に向け、村内全域の解除モニタリングを実施して、国との協議を密に行い、年度内指定解除に努めてまいります。

再生可能エネルギーの導入促進につきましては、住宅用太陽光発電設備設置補助及び住宅用蓄電池設置補助を継続し、再生可能エネルギーの利用促進に努めてまいります。

大規模太陽光発電施設に対しては、大玉村太陽光発電設備と自然環境保全との調和に関する条例の趣旨にのっとり、本村の豊かな自然環境及び美しい景観並びに村民の安全・安心な生活環境との調和が図れるよう、引き続き指導・助言に努めてまいります。

循環型社会形成の推進のため実施している合併浄化槽設置補助事業につきましても、前年同様で継続実施してまいります。

生活環境対策につきましては、河川水質検査を継続実施し環境対策に取り組んでいくとともに、大規模畜産農場に対する衛生面の環境改善について関係機関と情報を共有し、定期的に現地にて指導・助言を行ってまいります。

また、ごみ処理経費の抑制を図るため、関係機関と協議を行い、リサイクルの徹底と同時にごみの総量を削減すべく、住民の協力を得るための排出削減に向けた啓発を強化し、国の目標である2050年脱炭素社会の実現に向け、幅広い分野にて各種施策を村としても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 産業建設部産業課関係について申し上げます。

原発事故後、県産の農林水産物は風評被害に伴う価格の下落が進み、今もなお安価

で取引される農畜産物もあるため、引き続き県による農畜産物の放射性物質抽出検査への協力や放射性物質の吸収抑制対策、また簡易測定器による農産物の放射性物質測定など、安全・安心な農産物のPRと生産体制づくりを推進し、安全性の確保と風評払拭に努めてまいります。

水田農業構造改革対策につきましては、県により令和3年産主食用米の生産目安面積配分が示され、本村の生産目安面積については775万平方メートルで、前年比40万平方メートルの減となりました。主食用米の需給バランスの安定を図るため、飼料用米等への作付転換を促すとともに、安定的な水田農業の経営について、引き続き農家の皆様のご理解とご協力を求めながら、経営所得安定対策とともに推進してまいります。

大玉村産米のブランド化につきましては、令和3年度においても福島大学食農学類と研究受託契約締結し、試験圃場で生産された米の食味分析や土壌分析の調査を継続して行い、これまでの分析結果と併せ、推進準備委員会において栽培方法や施肥設計等の設定やブランド米としてのPR・販売方法等についても協議・検討を進め、ブランド化確立による大玉村産米の全体的な底上げに向け取り組んでまいります。

農業振興公社設立につきましては、設立検討委員会において先進地視察や農協・農地中間管理機構との協議で得た情報を基に、引き続き具体化に向けた協議・検討を進めてまいります。

多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払制度につきましては、人・農地プランの地域ごとの実質化とも併せ推進していくことにより、農業の多面的機能の維持・発展のための地域活動や営農活動に対する支援とともに、担い手の確保や農業生産法人等の設立、農地の利用集積等について、引き続き取り組んでまいります。

また、受益者が管理する水路等の維持管理につきましては、多面的機能支払の広域化を推進し、関係機関と連携・協力し合いながら適切な維持管理に努めてまいります。

新規就農者やIターン・Jターン等の受入れ態勢では、地域おこし協力隊により取りまとめられた空き家データベースを活用し、関係機関とも協力しながら、空き家と不耕作農地を一体として貸与するなど受皿となる体制づくりとともに、耕作放棄地の解消についても取り組んでまいります。

農業機械等共同利用整備事業につきましては、令和3年度事業分として先に希望取りまとめを実施した結果、14団体から申込みがあり、所要額を令和3年度当初予算に計上したところであります。補助割合につきましては、昨年同様、税抜き総事業費の5分の1の補助を計画しております。

商工業につきましては、昨年から感染拡大が継続している新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に大変厳しい経営状況となっていることから、引き続き社会情勢を注視し、商工会や関係機関等と協力しながら、必要な対策を講じてまいります。

公設民営としての運営となったあだたらの里直売所、お食事処たまちゃん、アットホームおおたまにつきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により大変厳しい

経営状況となっていることから、必要な経営支援を行うとともに、令和３年度においても、おおたま村づくり株式会社や直売会等と協力し合いながら、安全・安心な大玉村産農作物の提供と、お客様の声を反映しながら健全な運営となるようバックアップし、生産者の所得向上につながるよう努めてまいります。

畜産関係につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により和牛枝肉価格の暴落等により大変厳しい経営状況となっていることから、村内素牛導入補助の上限を撤廃するなど、畜産農業の経営継続を支援するため、今後にも必要な支援・対策を講じてまいります。

林業関係につきましても、ふくしま森林再生事業による計画的な森林整備を継続し、健全な森林管理と放射性物質の流出抑制に努めるとともに、松くい虫防除事業においては、人・家屋・道路等に危害を及ぼすような危険木から優先的に伐倒駆除を実施し、被害拡大の防止に努めてまいります。また、森林環境交付金による森林整備を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましても、令和２年度に実施しましたイノシシ被害防止総合対策実証事業について、引き続き事業を実施し、わなや猟銃の狩猟免許取得補助、防護柵設置補助等、これまで行ってきた村の対策事業と併せて効果の検証を行い、村内におけるイノシシ被害の防止対策につなげてまいります。

また、実施隊員の確保を図り、隊員の負担軽減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 産業建設部建設課関係について、まず道路事業に関する国の交付金事業について申し上げます。

宮下・高久線については、神原田・馬尽線との交差点以北の測量調査を実施いたします。南町・石橋線については、道路用地測量と道路用地の購入、（仮称）大玉西部幹線横断道路については、道路用地の購入を計画しており、いずれも早期の工事着手に向けて努力してまいります。

橋梁につきましては、１次点検の診断結果から早期に改修措置を図らなければならない橋梁が村内に１１橋ありましたが、全ての改修を終えたところです。令和３年度は、２巡目となる橋梁の１次点検・診断を３２橋行い、橋梁の長寿命化施策を継続し、実施してまいります。

村単独事業につきましては、令和３年度においては維持修繕に力を入れることとし、計画的な道路インフラ整備を進めてまいります。さらには、道路ストック総点検の診断結果を活用し、村道の計画的な維持修繕に努めてまいります。

令和元年台風第１９号による大作田１号線の斜面崩壊については、専門家より地滑りであるとの判断結果を頂き、この間、測量、ボーリング、地下水及び地中変位の詳細調査を行ってきました。今後、滑り面や対策工法を決定するとともに、国の災害査定を受け、早期の工事着手及び復旧完了に向けて取り組んでまいります。

都市計画関連事業につきましては、改定作業を進めております大玉村都市計画マ

タープランに基づき、個々のまちづくり施策を実践してまいります。施策の一つであるスマートインターチェンジの誘致については、本村にとって高速道路へのアクセス強化が交流人口の拡大や観光振興、また物流効率化による産業振興や企業誘致の促進、さらには救急医療活動への支援などに大きく寄与することから、まずは国による準備段階調査対象箇所への選定に向けて、国・県・東日本高速道路株式会社・村をメンバーとする勉強会を開催し、積極的に推進してまいります。

住宅関連事業につきましては、空き家改修等支援事業を継続して実施いたします。また、木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修支援事業、ブロック塀等撤去改善支援事業を引き続き進めてまいります。

公営住宅及び特定公共賃貸住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、適切な点検、修繕などを行い、適正な維持管理に努めてまいります。

農業農村整備事業につきましては、ため池の防災・減災に向けて、牛子沢池の補修工事、防災重点農業用ため池9施設の耐震性調査、防災重点農業用ため池4施設への水位計設置を継続して進めてまいります。

また、農業水利施設の危機管理対策として、谷地地区及び細田地区の大型用排水路の安全対策工事を進めてまいります。さらには、農業水利施設の長寿命化対策として、大江仲田幹線排水路及び天岩川について機能診断を実施し、機能保全計画の策定を行います。荒池の堤体改修については、県営土地改良事業として取り組む採択が県においてなされ、令和6年度の工事完了に向けて事業が進行いたします。令和3年度は、測量設計と用地測量が行われます。

農業集落排水事業につきましては、接続加入の推進を進めるとともに、施設の長寿命化計画による大山第1・玉井第2・玉井第3浄化センターの3施設について適正な管理を行い、安定した事業運営に努めてまいります。

水道事業につきましては、安全・安心でおいしい水を安定的に供給するため、施設等の適正な管理運営を継続してまいります。

また、生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、重要給水施設配水管事業第16回工事・第17回工事、総延長916.5メートルを実施することにより耐震化を図り、さらなる安定供給につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 農業委員会事務局長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 農業委員会関係について申し上げます。

農業委員会法等関係法令に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員の体制により、農地利用の集積、担い手の確保・相談、農地利用状況調査（農地パトロール）を基にした耕作放棄地解消に取り組むとともに、適切な農地転用許可の指導や助言など、農業・農地に関する幅広い活動を進めてまいります。

また、将来にわたり持続可能な農業経営の実現を図っていくため、担い手の確保や農地の集約化など、集落や行政区単位での話し合いを通じた人・農地プランの実質化に

農政担当部局と連携して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 教育部教育総務課関係について申し上げます。

村内幼稚園、小学校、中学校の接続による「おおたま学園構想」と「コミュニティ・スクール推進事業」を施策の大きな柱として位置づけ、さらに地域学校協働本部との連携を図りながら、大玉の教育を引き続き推進してまいります。

おおたま学園構想につきましては、幼・小・中のつながりを重視して編成した教育課程により、子どもたちや教職員の積極的な交流、校種を超えた学び合いを大切にしていって、幼・小・中一貫的教育の充実に努めてまいります。

特に新学習指導要領の要である社会に開かれた教育課程の実現のため、探究的に学び主体的に考える力を養うため、地域資源・人材を積極的に活用した取組を展開してまいります。とりわけ、おおたま・オータム・フェスタを学校、コミュニティ・スクール委員会及び地域学校協働本部の連携・参画の下実施することにより、体験活動の充実と郷土愛の醸成に努めてまいります。

また、幼稚園と小学校をつなぐ実効性のあるカリキュラムの活用に努めるとともに、幼稚園と家庭・地域が連携・協力して一人一人の育ちを大切にしたい幼児教育の充実を図ってまいります。

引き続き、英語専科教員の配置による小学校外国語教育の授業の質的向上及び教員の指導力向上に努めるとともに、外国語指導助手等との連携により外国語教育の充実を図ります。

さらに、外部講師を積極的に活用し、校内における研修体制の充実を支援するとともに、ふくしま学力調査及び全国学力・学習状況調査結果を分析し、授業改善の視点を明確にすることで、校内研修に生かすことができるよう支援してまいります。

コミュニティ・スクール推進事業につきましては、家庭・地域・学校が一体となった地域と共に歩む学校、学校を核とした地域づくりを推進するため、地域学校協働本部との連携を密にしながら、子どもたちの豊かで確かな学びを支える環境づくりに努めてまいります。

また、コミュニティ・スクール委員による学校関係者評価を引き続き実施し、評価を生かした学校経営・運営の充実・改善に努めてまいります。

情報化がより進む今後の社会に対応するとともに、GIGAスクール構想の実現を見据え進めてきました情報通信技術（ICT）環境を積極的に活用した効果的な学習活動（プログラミング学習を含む）の推進により、子どもたちの情報活用能力の育成を図ります。

さらに、ICT支援員の配置や効果的な研修などにより、教員の指導力向上に努めてまいります。

本年度より見直しを進めております「大玉村教育大綱・大玉村教育ビジョン」につきましては、第7次福島県総合教育計画の策定期限延期と併せ、令和3年度内での策

定を図ります。策定に当たりましては、本村の教育がこれから目指すべき基本的かつ総合的な構想として、これまでの主要施策の点検評価や国・県の動向を踏まえ、第5次大玉村総合振興計画との整合を図りながら進めてまいります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長（作田純一） 教育部生涯学習課関係について申し上げます。

地域学校協働活動に引き続き取り組み、社会に開かれた教育課程の実現のため、地域コーディネーターを配置し、地域住民やPTA、民間企業、団体・機関など幅広い地域住民等の参画を得ながら、地域全体で子どもたちの豊かな学びや成長を支えるとともに、大人も共に学び合う活動（学びの還元と循環）を充実させ、地域と共に歩む学校、学校を核とした地域づくりを目指してまいります。

放課後支援活動としまして、小学4年生から6年生までを対象とした「放課後子ども教室」を実施し、ボランティアによる安全管理・学習指導により体験活動や交流活動を充実させてまいります。

さらには、土曜日や長期休業中の学習支援活動としての中学3年生を対象とする「共に学ぶ『おおたま未来塾』」を実施し、学習習慣の確立と学力の定着に向けて学習の機会を提供するとともに、指導には将来教師を目指す大学生等を招き、学生も子どもも共に学び合える活動の充実に努めてまいります。

家庭教育支援活動としまして、地域全体で家庭教育を支援する仕組みづくりのため、新たに家庭教育支援員を配置するとともに、家庭教育支援チームを組織し、保護者への学習機会の提供、親子参加型行事等を企画してまいります。

ふるさとホール運営事業としまして、引き続き企画展を開催するとともに、ペルー、マチュピチュの初代村長を務めた野内与吉氏の功績を伝えるべく、野内与吉顕彰会の協力を得ながら、ふるさとホール展示室に野内与吉氏に関する資料を展示してまいります。また、おおたま学の活用にも努めてまいります。

現在、第2次大玉村子ども読書活動推進計画の策定を進めております。この中で、読書に親しむ機会の充実や読書環境の整備、読書活動についての理解の促進を盛り込んでまいります。また、家族で本に親しむために、「家族おススメ図書100選」を活用した家読（うちどく）の啓発などを推進してまいります。

スポーツを通じて村民の交流と村の活性化を図り、「いきいき健康長寿の村づくり」のために運動の機会を提供し、年齢や運動能力を問わず、誰もが生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりに努めてまいります。

また、ふくしま広域スポーツセンターと連携し、村内のスポーツ団体の新たな在り方について検討を進めてまいります。

以上、各課の重点事務事業について説明申し上げます。

○議長（菊地利勝） ここで、休憩のため暫時休議いたします。

再開は午前11時15分といたします。

（午前11時01分）

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前 11 時 15 分）

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 引き続き、提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、専決処分 2 件、条例制定案 1 件、条例廃止案 1 件、条例改正案 13 件、補正予算案 7 件、当初予算案 8 件、人事案件 1 件、その他 2 件、合わせて 35 件であります。

それでは、議案第 1 号、令和 2 年度大玉村一般会計補正予算の専決処分（1 月）の承認を求めることについて申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種経費について予算化し、速やかに所要の措置を講じるため、令和 3 年度 1 月 25 日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算書 1 ページをお開き願います。専決第 1 号です。

補正予算第 8 号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 374 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 60 億 9,564 万 7,000 円とするものであります。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

8 ページをお開きください。

款 4 衛生費の予防費、事項⑥新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費は、対象者に送付する接種券の印刷に係る電算処理業務委託料 73 万円、医療従事者及び高齢者に係る 3 月末までのワクチン接種委託料 113 万 9,000 円、接種の予約受付を業者に委託するための予約システム等業務委託料 66 万円などで、合わせて 374 万 7,000 円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

6 ページをお開き願います。

款 15 国庫支出金の衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種委託料に充当となる、接種対策事業費 113 万 9,000 円、衛生費国庫補助金は、その他の経費に充当となる接種体制確保事業費 260 万 8,000 円の計上であり、いずれも国庫負担 10 分の 10 となっております。

以上、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

続いて、議案第 2 号、令和 2 年度大玉村一般会計補正予算の専決処分（2 月）の承認を求めることについて申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事務事業について予算化し、速やかに所要の措置を講じるため、令和 3 年 2 月 19 日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算書 1 ページをお開き願います。

補正予算第 9 号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,994 万

5, 000円を追加し、予算の総額を61億1, 559万2, 000円とするものがあります。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

款4衛生費の保健衛生総務費、事項②保健衛生共通事務に要する経費は、コロナウイルス抗原検査キットの購入経費として193万3, 000円の補正計上であります。

款6農林水産業費の農業振興費、事項①農業振興に要する共通経費は、畜産や果樹農家を対象とした農業経営持続化支援金510万円の補正計上であります。

款7商工費の商工振興費、商工業の振興に要する経費は、村内中小企業等の減収に対する支援を継続的に実施するための中小企業経営持続化給付金1, 180万円の補正計上であります。

款9消防費の常備消防費は、コロナ感染症対策として実施する北消防署及び南消防署の仮眠室個室化工事等のための安達地方広域行政組合消防費負担金411万2, 000円の補正計上であります。

款14予備費は、財源を調整し、300万円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

6ページをお開き願います。

款15国庫支出金の総務費国庫補助金は、補助率10分の10となる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1, 994万5, 000円の補正計上であります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

それでは、次に、議案第3号、大玉村議会議員及び大玉村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について申し上げます。

本案につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行に伴い、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大するものであり、村の選挙における立候補に係る環境の改善を図ることに關し必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

第1条につきましては、本条例の趣旨を定めるものであります。

第2条から第5条につきましては、選挙運動用自動車の使用の公費負担について、第6条から第8条につきましては、選挙運動用ビラの作成の公費負担について、第9条から第11条につきましては、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について定めるものであります。

なお、第2条ただし書、第6条、第9条につきましては、法改正により村議会議員選挙においても供託金制度が導入されますが、供託物没収点に達せず供託金が没収された候補者は対象とならない旨定めるものであります。

次に、議案第4号、大玉村社会教育指導員設置条例を廃止する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和２年度に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成２９年法律第２９号）の施行に伴い社会教育指導員がパートタイム会計年度の任用職員になったことから、条例を廃止するものであります。

次に、議案第５号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、大玉村鳥獣被害対策実施隊設置条例第５条において、隊員の報酬は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例にて定める規定であるため改正するものであります。

現行の隊員報酬は、第一種銃猟免許を所持し、止め刺しが可能な隊員を前提に設定しているため、新たにわな猟免許のみの取得者が隊員となった場合の報酬額を定めるものであります。

次に、議案第６号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、人事院及び福島県人事委員会勧告により、一般職の給与等について改正を行うものであります。

第１２条は、自動車等を使用する職員の通勤手当について、近年の燃料費の状況を鑑み、県の改正に準拠して、上限額を「５万９，９００円」から「５万７，８００円」に引下げを行い、令和３年４月１日から施行するものであります。

次に、議案第７号、大玉村税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、国内外交流や観光の振興を図る上で欠かせない交流、滞在拠点として誘客効果を上げ、地域経済活性化に寄与することが見込まれるホテル、旅館等について、固定資産税の一部の減免を図るものであります。

附則では、施行期日と適用区分について定めるものであります。

次に、議案第８号、大玉村保育所条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和２年１１月２６日に締結した大玉村公私連携型大玉村保育所の運営に係る協定の締結に基づき、令和３年４月１日より社会福祉法人大玉村社会福祉協議会へ大玉村保育所の運営を移管するに当たり、第１条第１項に「ただし、法第５６条の８第３項の規定に基づく公私連携型保育所が設置された場合を除く」の一文を追加するために改正するものであります。

次に、議案第９号、大玉村ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正（令和３年４月１日施行予定）に基づき、本条例の一部改正を行うものであります。ひとり親家庭の対象となる児童の定義を１８歳に達する以後の最初の３月３１日までの間にある者と改正するものであります。

次に、議案第１０号、大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法

律（令和３年法律第５号）の公布に伴い、法附則第１条の２が削除されたことにより所要の改正を行うもので、同条を引用していた条例附則第４項に規定する新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものであります。

次に、議案第１１号、大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和３年度から令和５年度までの第８期介護保険事業計画に基づき、本条例の一部改正を行うものであります。

第２条第１項につきましては、介護保険事業計画の変更に伴う計画期間の改正及び各階層の保険料について、それぞれ改正するものであります。

次に、議案第１２号、大玉村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第９号）の公布（令和３年４月１日施行）に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容につきましてご説明いたします。

第２条６項につきましては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置について、第７項は、介護保険等関連情報の有効活用について新たに定めるものであります。

第１９条につきましては、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する項目」を追加するものであります。

第２０条第４項につきましては、事業者の責務を踏まえつつ適切なハラスメント対策を講じるよう定めるものであります。

第２１条につきましては、感染症や非常災害の発生時において、第１項では利用者に対するサービスの継続のための業務継続計画の策定等について定め、第２項は事業所に対し、担当職員に業務継続計画の周知のほか必要な研修及び訓練を定期的を実施すること、第３項は策定した業務継続計画の見直し及び必要に応じた変更をするよう定めたものであります。

第２２条につきましては、感染症予防及び蔓延防止のための措置として、第１項では事業者に必要な措置を講じるよう定め、第１号は感染症予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催すること及びその結果を担当職員に周知徹底を図ること、第２号は感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備すること、第３号は担当職員に対して感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的を実施することを定めるものであります。

第２５条第２項につきましては、各指定介護予防支援事業所に備えつけ、自由に閲覧させることにより掲示に代えることができるよう新たに定めるものであります。

第２６条については、虐待の発生または再発防止のための措置として、第１号は虐待の防止を検討する委員会を定期的を開催すること及びその結果を担当職員に周知徹

底を図ること、第2号は虐待の防止のための指針を整備すること、第3号は担当職員に対して、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること、第4号はこれらの措置を適切に実施するための担当者を置くことを定めるものであります。

第35条第9号につきましては、担当職員が利用者のケアプランの作成等のための会議について、利用者の同意を得た上でテレビ電話等を活用しての会議を認めるものであります。

第38条第1項につきましては、ケアプラン等や重要事項説明書等における利用者の説明及び同意等のうち、書面で行うことについて電磁的な対応を認めること。第2項は指定介護予防事業者の支援の提供における記録の保存及び交付等のうち、書面で行うものについて電磁的な対応を認めることを規定するものであります。

附則につきましては、基本方針に係る経過措置について、令和6年3月31日までの間、第2条第6項中の規定を努力義務とするものであります。

次に、議案第13号、大玉村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、前議案と同様に本条例の一部改正を行うものであります。

主な改正の内容につきましてご説明いたします。

第3条第5項につきましては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置について、第6項は介護関連情報の有効活用について新たに定めるものであります。

第7条につきましては、内容及び手続の説明及び同意において、ケアプランの作成について、各サービスのうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸付け及び地域密着型介護について、前6か月間のサービス計画の数が占める割合、前6か月前に位置づけられた訪問介護等の回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供された割合について、利用者に説明を行い、理解を得なければならないことを新たに追加するものであります。

第16条については、指定居宅介護支援の具体的取扱方針について、第9項中の介護支援専門員が利用者のケアプランの作成等のための会議について、利用者の同意を得た上でテレビ電話等を活用して会議を認めることを追加すること、第21項は、介護支援専門員にケアプランに位置づけられた居宅介護サービス費等の総額が支給限度基準額に占める割合等が国の基準に該当する場合であって、村からの求めがあった場合にケアプランの妥当性を検討し、その必要性をケアプランに記載し村へ届け出ることについて新たに追加するものであります。

第21条につきましては、運営規程について「虐待の防止のための措置に関する項目」を追加するものであります。

第22条につきましては、勤務体制の確保において男女雇用均等法等におけるハラスメント対策として、第4項は事業者の責務を踏まえつつ適切なハラスメント対策を講じるよう定めるものであります。

第23条につきましては、感染症や非常災害の発生時において、第1項は、利用者に対するサービスの継続のための業務継続計画の策定等について定めるものであり、

第2項は、事業所に対し担当職員に業務継続計画の周知のほか必要な研修及び訓練を定期的実施すること、第3項は、策定した業務継続計画の見直し及び必要に応じた変更をするよう定めたものであります。

第24条につきましては、感染症の予防または蔓延の防止のための措置として、第1項では事業者に必要な措置を講じるよう定め、第1号は、感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すること及びその結果を介護支援専門員に周知徹底を図ること、第2号は感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すること、第3号は、介護支援専門員に対して、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施することを定めるものであります。

第27条につきましては、運営規程等概要などの掲示について、第2項は各指定居宅介護支援事業所に備えつけ、自由に閲覧させることにより掲示に代えることができるよう新たに定めるものであります。

第28条については、虐待の発生または再発防止のための措置として、第1号は、虐待の防止を検討する委員会を定期的開催すること及びその結果を介護支援専門員に周知徹底を図ること、第2号は虐待の防止のための指針を整備すること、第3号は介護支援専門員に対して虐待の防止のための研修を定期的実施すること、第4号はこれらの措置を適切に実施するための担当者を置くことを定めるものであります。

第37条につきましては、電磁的記録等について、第1項はケアプラン等や重要事項説明書等における利用者の説明及び同意等のうち、書面で行うものについて電磁的な対応を認め、第2項において、指定居宅介護支援事業者における記録の保存及び交付等のうち、書面で行うものについて電磁的な対応を認めることを規定するものであります。

附則につきましては、管理者による経過措置について、第2項は、「平成33年」の表記を「令和3年」に改め、基本方針に係る経過措置については、令和6年3月31日までの間、第3条第5項中の規定を努力義務とするものであります。

次に、議案第14号、大玉村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、前議案と同様に本条例の一部改正を行うものであります。

主な改正の内容についてはご説明をいたします。

第3条第3項につきましては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置について、第4項は介護保険等関連情報の有効活用について新たに定めるものであります。

附則につきましては、経過措置について令和6年3月31日までの間、第3条第3項中の規定を努力義務とするものであります。

次に、議案第15号、大玉村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、前議案と同様に本条例の一部改正を行うものであります。

主な改正点についてご説明を申し上げます。

第3条第3項につきましては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置について、第4項は介護保険等関連情報の有効活用について新たに定めるものであります。

附則につきましては、経過措置について令和6年3月31日までの間、第3条第3項中の規定を努力義務とするものであります。

議案第16号について説明を申し上げます。

大玉村鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、大玉村鳥獣被害対策実施隊設置条例第3条第2項の定める実施隊員定数「20人以内」を「40人以内」に改め、有害鳥獣捕獲をする実施隊員の確保を図り、イノシシに代表される有害鳥獣の個体数の減少を図り、村内の農作物の被害軽減及び人的被害を未然に防止するものであります。

次に、議案第17号、大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、大玉村消防団設置等に関する条例第17条別表第2に定める消防団員の出動手当に関して所要の条例改正を行うもので、火災及び災害、捜索、救助に出動した場合の出動手当の支給額を、出動した日1日につき3,000円に改定するものであります。

次に、議案第18号、大玉村総合福祉センターさくらにおける指定管理者の指定について申し上げます。

大玉村総合福祉センターさくらの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は大玉村総合福祉センターさくらであり、指定管理者となる団体の名称は社会福祉法人大玉村社会福祉協議会とし、指定の期間を令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものであります。

次に、議案第19号、大玉村産業振興センター及び大玉村ふれあい広場における指定管理者の指定について。

大玉村産業振興センター及び大玉村ふれあい広場の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は大玉村産業振興センター及び大玉村ふれあい広場であり、指定管理者となる団体の名称はおおたま村づくり株式会社とし、指定の期間を令和3年4月1日から令和6年3月31日までとするものであります。

次に、予算関係について申し上げます。

補正予算書のほうをご覧くださいと思います。

議案第20号、令和2年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、年度末における村税の収納及び国県支出金等の交付見込額や事務事

業の確定等に伴う予算の整理・調整を図ることを目的に編成いたしました。

第1条では、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,228万5,000円を減額し、予算の総額を59億3,330万7,000円とするものがあります。

第2条では、4ページから5ページに記載のとおり、地方債の補正について定めたものであります。

第3条では、6ページに記載のとおり、年度末までに竣工の見込みがない11事業について繰越明許の処理を取るものであります。

次に、議案第21号、71ページをお開きください。

令和2年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、年度末を迎えて歳入見込額の整理・調整を行い、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ700万7,000円を追加し、予算の総額を9億2,951万1,000円とするものであります。

次に、議案第22号、令和2年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について申し上げます。

79ページをお開きください。

今回の補正は、管理運営に要する経費において所要見込みによる歳出の調整を行い、予算の総額を変えない編成をしたものであります。

次に、議案第23号、85ページをお開きください。

令和2年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について。

今回の補正は、施設維持管理経費等の所要見込みによる調整を行い、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ89万2,000円を追加し、予算の総額を1億2,891万3,000円とするものであります。

次に、議案第24号、93ページをお開きください。

令和2年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、年度末における所要見込みによる精査・調整を行い、保険事業勘定の既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ198万2,000円を減額し、予算の総額を7億7,403万6,000円とするものであります。

次に、議案第25号、103ページをお開きください。

令和2年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、年度末における所要見込みの精査を行い、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ271万1,000円を追加し、予算の総額を7,628万5,000円とするものであります。

続いて、議案第26号、111ページをお開きください。

令和2年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出において所要見込みの調整を行い、既決予定額に収入支出それぞれ172万3,000円を追加し、補正後の予定額を1億6,695万6,000円とするものであります。

112ページをお開きください。

予算の実施計画であります。

次に、議案第27号についてご説明を申し上げます。

なお、補正予算の詳細につきましては、総務部長のほうから後で説明をさせます。

続きまして、議案第27号、令和3年度大玉村一般会計予算について申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

第1条に定める予算総額は、前年度に比べ4.3%の増となる44億7,646万4,000円となったところであります。

第2条債務負担行為は、6ページ記載のとおり、本宮方部学校給食センター設備改修事業に係る負担金について期間及び限度額を定めるものであります。

第3条地方債は、7ページ記載のとおり、地方道路等整備事業などに充当するため、地方債の目的、限度額、方法、利率等について定めるものであります。

8ページをお開き願います。

歳入歳出予算の事項別明細書であります。歳入について、款ごとに前年度との比較になっております。10ページは、歳出について前年度との比較、予算額の財源内訳になっております。

続きまして、議案第28号、219ページをお開きください。

令和3年度大玉村国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

本年度の予算編成に当たり、基礎となる医療費については保険給付費の過去3か年の実績を踏まえて計算し、計上したものであります。その結果、第1条に定める予算の総額は、対前年度比0.4%増の8億9,491万2,000円となったところであります。

次に、議案第29号、267ページをお開きください。

令和3年度大玉村玉井財産区特別会計予算について申し上げます。

玉井財産区につきましては、400ヘクタールに及ぶ山林等の保全管理や、将来の財産形成等のため管理会を中心に運営に当たっております。本年度予算につきましては、これら財産の適正な管理を実施するための予算の編成を行い、第1条に定める予算総額は、対前年度比14.1%減となる433万9,000円となったところであります。

次に、議案第30号、281ページをお開きください。

令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

農業集落排水事業は、引き続き施設の安定的な維持管理を行うべく、第1条に定める予算総額は、対前年度比5.8%減の1億1,707万4,000円となったところであります。

次に、議案第31号、305ページをお開きください。

令和3年度大玉村土地取得特別会計予算について申し上げます。

この会計は、土地開発基金による公共用地の先行取得と、基金運用益の管理等を行うものであり、本年度予算の総額を1,961万円と定めるものであります。

次に、議案第32号、317ページをお開きください。

令和3年度大玉村介護保険特別会計予算について申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、これまでの給付実績と、第8期介護保険事業計画の見込量等を勘案して編成を行い、保険事業勘定の予算総額を対前年度費2.7%増の7億7,324万9,000円、介護サービス事業勘定の予算総額を10万円と定めるものであります。

次に、議案第33号、387ページをお開きください。

令和3年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

本年度の予算につきましては、後期高齢者医療制度で定められた市町村事務の執行のための予算編成を行い、第1条に定める予算の総額を対前年度比1.2%減の7,168万5,000円となったところであります。

次に、議案第34号、405ページをお開きください。

令和3年度大玉村水道事業会計予算について申し上げます。

それでは、事項ごとにご説明申し上げます。

第2条は業務の予定量であります。給水戸数は対前年度比60戸増の2,939戸、年間総給水量は、対前年度比1.2%増の82万8,108立米、1日平均給水量は2,269立米とし、主な建設改良事業は、水道本管布設替工事など1億460万円と定め事業を執行するものであります。

第3条は、収益的収入の予定額を対前年度比0.4%増の1億6,591万6,000円、収益的支出の予定額を対前年度比9.3%減の1億4,978万8,000円と定めるものであります。

収入は、主に営業に対する対価の料金収入で、営業収益は対前年度比1.3%増の1億4,243万1,000円となり、加入金等の営業外収益は対前年度比4.5%減の2,348万5,000円であります。

これに対する支出は、各施設等の維持管理に要する経常経費及び人件費等に要する経費で、営業費用は対前年度費9.9%減の1億2,787万円となり、企業債支払い利息等に要する営業外費用は1,491万8,000円、予備費は700万円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入の総額は9,040万2,000円であり、内訳として国庫支出金1,920万円、企業債7,120万円、工事負担金及び他会計繰入金については、存目計上であります。

406ページをお開きください。

これに対する支出の総額は1億7,351万5,000円であります。これは、国庫補助金を活用した重要給水施設配水管事業第16回、第17回工事及び工事発注者支援業務委託などの建設費1億555万8,000円と企業債償還金6,445万3,000円、予備費として350万4,000円の計上であります。この資本的収入額が支出額に対する不足額8,311万3,000円は、前のページをご覧ください。

き、第4条本文中の括弧書きで記載しております内部留保資金等を充当し、補填するものであります。

また、次ページをお開き願います。

第5条は企業債で、起債の目的・借入限度額などを定めるものであります。

第6条は一時借入金について、第7条は経費流用について、第8条は棚卸資産について定めるものであります。

続いて、議案第35号、議案書のほうにお戻りください。議案関係のほうですね。

最後のページになります。

人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員法第1条に定める基本的人権の擁護、自由人権思想の普及高揚を図るため、須藤綾子氏の再任について同法6条第3項の規定により議会の意見を求め、法務大臣へ推薦するものであります。

須藤綾子氏につきましては、その人格、識見共に優れており、人権擁護委員として適任と認められるものであります。

また、人権擁護委員の任期は同法第9条により3年となっております。

また、本村において、他に渡辺光太郎氏が同委員となっております。

以上のとおり、提案理由の説明を申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） ここで、昼食のため暫時休議いたします。

再開は午後1時30分といたします。

（午前11時53分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 引き続き、提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第20号から議案第26号、令和2年度各会計補正予算並びに議案第27号から議案第34号、令和3年度各会計予算についてご説明を申し上げます。

それでは、議案第20号、令和2年度大玉村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

歳出よりご説明を申し上げます。

26ページをお開き願います。

款1 議会費の議会の管理運営に要する経費は63万5,000円の減額計上であります。

款2 総務費は、総額5,406万4,000円の減額計上であります。

以下、主な事務事業等について申し上げます。

28ページをお開き願います。

中段の企画費の事項①企画事務に要する経費は、第5次総合振興計画策定に係る計画書の印刷製本等に係る経費など、合わせて292万5,000円の補正計上であります。

30ページをお開き願います。

上段の事項⑥東京オリンピックホストタウンに要する経費は、新型コロナウイルス感染症の影響によりオリンピック開催が1年延期となったため1,336万3,000円の減額計上であります。

事項⑦地方創生の推進に要する経費及び事項⑧合併65周年記念事業に要する経費は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが中止となったことにより、それぞれ減額計上するものであります。

下段から32ページにかけての基金費は、公共施設整備基金積立金4,000万円、災害対策基金積立金1,000万円など、合わせて5,100万7,000円の補正計上であります。

災害対策費の事項②線量低減化活動に要する経費では、各業務等の確定や所要見込みの精査等により6,799万1,000円を減額するものであります。

34ページをお開き願います。

国内外交流費の事項②台湾交流事業に要する経費は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が中止となったことにより、677万6,000円を減額するものであります。

36ページをお開き願います。

中段の戸籍住民基本台帳費は、マイナポイントの付与によりマイナンバーカードの交付者が伸びたことに伴う地方公共団体情報システム機構への負担金308万1,000円の補正計上であります。

38ページをお開き願います。

款3民生費は、総額1,741万9,000円の補正計上であります。

主な事業として、下段の社会福祉総務費の事項①職員の人件費等、社会福祉に係る共通経費は、地域福祉基金への積立金2,408万4,000円、事項⑥国保特別会計に要する経費は、負担すべき額の確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金1,189万円の補正計上であります。

40ページをお開き願います。

障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費は、所要見込みの精査により274万円の補正計上であります。

44ページをお開き願います。

中段からの款4衛生費は、総額92万6,000円の補正計上であり、いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

46ページをお開き願います。

下段からの款6農林水産業費は、総額89万5,000円の補正計上であります。

50ページをお開き願います。

主な事業として、上段の畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費では、攪拌機の給電設備の修繕料で226万6,000円、農地費の事項①農業農村整備に要する経費では、ため池の耐震性調査に基づき、荒池の堤防改修や洪水吐設置に係る県営土地改良事業負担金176万円、下段から52ページにかけての林業振興費の事項⑤有害鳥獣被害防止対策に要する経費では、イノシシ捕獲に係る有害狩猟鳥獣捕獲報償50万円の補正計上であります。

款7商工費は、総額1,137万円8,000円の減額計上であり、主な事業として、商工振興費の商工業の振興に要する経費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施した各種中小企業者支援事業の所要見込みの精査により809万1,000円を減額計上しております。

54ページをお開き願います。

観光費の事項②ふるさと納税に要する経費は、寄附金の増に対応した返礼品代等110万円の補正計上であります。

中段の款8土木費は、総額1億1,208万5,000円の減額計上であり、いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

56ページをお開き願います。

下段の款9消防費は、総額43万円の補正計上であり、主な事業として、消防施設費の消防施設の整備に要する経費では、玉井字南町地内の防災無線パンザマスト撤去工事費260万7,000円の補正計上など、いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

58ページをお開き願います。

款10教育費は、総額808万4,000円の減額計上であり、各項いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

62ページをお開き願います。

主な事業として、小学校費及び中学校費の各教育活動に要する経費において、学習指導要領改訂に伴う指導用図書の購入に係る経費をそれぞれ計上しております。

68ページをお開き願います。

中段の款11災害復旧費は、1,371万5,000円の減額計上であり、令和元年東日本台風で被災した河川等3か所の災害復旧工事費の確定によるものであります。

款14予備費は、財源を調整し199万4,000円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。

款1村税の個人村民税は、収納見込額の増加等により滞納繰越分で306万8,000円の補正計上であります。

法人村民税は、現年課税分で340万7,000円、滞納繰越分で9万9,000円の補正計上であります。

固定資産税は、現年課税分で3,500万円、滞納繰越分で500万3,000円の補正計上であります。

軽自動車税は、環境性能割で１５万５，０００円の減額、種別割の滞納繰越分で２３万９，０００円の増額、たばこ税は２１３万１，０００円の補正計上であります。

入湯税は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少したことから、２４０万４，０００円の減額計上であります。

款２地方譲与税の地方揮発油譲与税は１１９万円、１２ページにかけての自動車重量譲与税は１３０万６，０００円の減額、森林環境譲与税は１２０万２，０００円の補正計上であります。

款６法人事業税交付金は３６７万円、款７地方消費税交付金は３，３９１万３，０００円、款８ゴルフ場利用税交付金は３１４万円とそれぞれ補正計上し、款９環境性能割交付金は５１９万４，０００円の減額計上であります。

款１１地方交付税の震災復興特別交付税交付金は、玉井地区における道路等側溝堆積物撤去業務の事業費確定に伴い２，９７８万４，０００円の減額計上であります。

１４ページをお開き願います。

款１４使用料及び手数料は、総額７万６，０００円の減額計上であります。

中段の款１５国庫支出金の民生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金など、各事業に対する収入見込みの精査により、総額１万９，０００円の減額計上であります。

１６ページにかけての国庫補助金は、総額６，２２０万６，０００円の減額計上であります。

１４ページ下段の総務費国庫補助金は、補助率１０分の１０となる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金３２７万９，０００円、戸籍システム改修等に充当となる社会保障・税番号制度システム整備費補助金３７０万４，０００円、マイナンバーカード交付者の増による個人番号カード交付事業費補助金３１３万６，０００円、合わせて８２９万４，０００円の補正計上であります。

１６ページをお開き願います。

民生費国庫補助金から災害復旧費国庫補助金は、いずれも事務事業の確定や所要見込みの精査等による計上であります。

農林水産業委託金は、農業系汚染廃棄物処理事業費で、２４３万１，０００円の減額計上であります。

下段から１８ページにかけての款１６県支出金の民生費県負担金は、国庫負担金同様に各事業に対する所要見込みの精査により、総額５０万４，０００円の補正計上であります。

中段から２０ページにかけての県補助金は、事務事業の確定や所要見込みの精査等による減額計上であります。

２０ページ中段の総務費委託金は、国勢調査市町村交付金の追加交付など、合わせて５９万５，０００円の補正計上であります。

下段の款１７財産収入は、建物貸付収入や預金利子で２３万３，０００円の減額計上であります。

22ページをお開き願います。

款18寄附金は、ふるさと納税寄附金のほか、一般寄附金及び教育費寄附金は個人4名からの寄附金で、総額313万円の補正計上であります。

款19繰入金は、財政調整基金の取崩しを7,000万円減額するほか、災害対策基金取崩し及びふるさと応援取崩し、合わせて8,013万8,000円の減額計上であります。

款21諸収入の延滞金は111万円の増額、村預金利子は2万円の減額、受託事業収入は40万6,000円の減額計上であります。

24ページをお開き願います。

雑入では、今年度職員を派遣をしております福島県後期高齢者医療広域連合からの職員人件費負担金200万円のほか、東京電力損害賠償金につきましては、平成30年、31年度の米全袋検査時間外手当108万6,426円、同年度の除染事務時間外手当276万5,085円、同年度のイノシシ捕獲報償金等99万4,619円、平成23年度村民プール送迎スクールバス運転手人件費23万900円、平成25年から27年度の入湯税減収分175万2,750円、平成31年度堆肥放射能検査費用9,408円、合わせて683万8,378円の支払いを受けたことに伴い、683万8,000円を計上しております。

款22村債は、民生債250万円、土木債1,770万円、消防債150万円、災害復旧債540万円が、事務事業の確定に伴う減額、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を補うための減収補填債が930万円の増額、合わせて1,780万円の減額計上であります。

款23自動車取得税交付金は、過年度分として交付見込額1,000円の計上であります。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第21号、令和2年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

76ページをお開き願います。

款3国民健康保険事業費納付金及び款5保健事業費は、財源調整であります。

款9予備費は、調整財源として700万7,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

74ページをお開き願います。

款1国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税は、総額548万4,000円の補正計上であります。

款3県支出金の保険給付費等交付金は、特別交付金963万3,000円の補正計上であります。

款5繰入金の一般会計繰入金は、負担割合に基づき総額1,189万円の増額、国民健康保険財政調整基金繰入金は、基金取崩し2,000万円を減額計上するもので

あります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第２２号、令和２年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

８２ページをお開き願います。

款１総務費の一般管理費は、所要見込みの精査により２９万円の減額計上であります。

款３予備費は、調整財源として２９万円の補正計上であります。

以上、大玉村玉井財産区特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第２３号、令和２年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

９０ページをお開き願います。

款１維持費の農業集落排水施設維持管理費は、所要見込みの精査により２０４万６，０００円の補正計上であります。

款２公債費は財源調整であります。

款３予備費は、財源を調整し１１５万４，０００円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

８８ページをお開き願います。

款２県支出金の農山漁村地域整備費県補助金は、交付額の確定により９０万円の減額計上であります。

款３繰入金の一般会計繰入金は、１７９万２，０００円の補正計上であります。

以上、大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第２４号、令和２年度大玉村介護保険特別会計補正予算について。

それでは、保険事業勘定の歳出よりご説明申し上げます。

９８ページをお開き願います。

款１総務費の一般管理費は、１９８万２，０００円の減額計上であります。

款２保険給付費は、所要見込みの調整により事業間の組替えを行っております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

９６ページをお開き願います。

款７繰入金のその他一般会計繰入金は、１９８万２，０００円の減額計上であります。

以上、大玉村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第２５号、令和２年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

１０８ページをお開き願います。

款１総務費は、財源調整であります。

款２後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料の増収が見込まれることに伴い、広域連合への納付金２９７万５，０００円の補正計上であります。

款５予備費は、財源を調整し２６万４，０００円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

１０６ページをお開き願います。

款１後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収保険料を合わせて、３８６万円の補正計上であります。

款４繰入金の保険基盤安定繰入金は、８８万５，０００円の減額計上であります。

款７国庫支出金の総務費補助金は、交付額の確定に伴う高齢者医療制度円滑運営事業費補助金２６万４，０００円の減額計上であります。

以上、大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第２６号、令和２年度大玉村水道事業会計補正予算について。

１１４ページをお開き願います。

収益的収入及び支出に係る予算明細書であります。

収入の項１営業収益は、交付金事業の宮下・高久線道路改良工事に伴い、水道本館布設替工事費補償費として１７９万９，０００円の増額、項２営業外収益は所要見込みの精査により７万６，０００円の減額計上であります。

支出の項１営業費用は、修繕費を９０万円、宮下・高久線道路改良工事に伴う水道本管布設替工事費で１８０万円を増額し、その調整財源として予備費を９７万７，０００円減額するものであります。

以上、大玉村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

当初予算書のほうに移らせていただきますので、黄色い冊子の予算書のほうご覧をいただきたいと思います。

次に、議案第２７号、令和３年度大玉村一般会計予算について。

それでは、歳出から款ごとにご説明申し上げます。

当初予算書４４ページをお開き願います。

款１議会費は、議会の管理・運営に要する費用として、対前年度比１．０％減の６，８７１万円の計上であります。

４６ページをお開き願います。

款２総務費は、除染事業費等の減に伴い、対前年度比１６．１％減の６億９，６８０万５，０００円の計上であります。

一般管理費の事項①三役、職員の人件費及び庁内一般管理に要する経費は２億７，３６５万４，０００円の計上であります。

以下、重点事務事業及び新規事業など、主な事業等について申し上げます。

５９ページをお開き願います。

企画費の事項③公共交通の運行に要する経費では、デマンド型乗合タクシー運行事業補助金のコロナ感染症対策に係る増車分７３６万１，０００円を計上しております。

下段から６１ページにかけての事項⑤定住促進対策に要する経費では、既存の補助

制度に加え、県外からの移住・定住を促進するための「来て・おおたまむら住宅取得支援事業補助金」に２４０万円や、村外からの移住者を対象とした「子育て世帯住宅取得支援事業補助金」１６０万円、村内在住の方が村内建築業者に工事を依頼した場合を対象とした「住宅取得支援事業補助金」１００万円など、合わせて７２０万円を計上しております。

６４ページをお開き願います。

下段から６７ページにかけての災害対策費の事項①災害対策に要する経費では、ローン購入経費など合わせて２３６万８，０００円を計上しております。

６９ページをお開き願います。

中段の国内外交流費の事項②台湾交流事業に要する経費は、大竹国民中学の来村受入れに要する経費及び派遣中止となった令和２年度の対象生徒と本年度の対象生徒を台湾に派遣するための経費として、合わせて１，３４７万４，０００円の計上であります。

７４ページをお開き願います。

選挙費では、下段から７７ページにかけての大玉村長選挙の執行に要する経費で８７２万２，０００円、衆議院議員総選挙の執行に要する経費で５９８万９，０００円を計上しております。

７９ページをお開き願います。

指定統計費の事項④経済センサス活動調査に要する経費は、本年６月１日を基準日として調査を実施するための経費３２万１，０００円を計上しております。

８０ページをお開き願います。

款３民生費は、対前年度比５．１％増の１０億９，０９０万７，０００円の計上であります。

社会福祉総務費の事項①職員人件費等社会福祉に係る共通経費は４，００８万６，０００円の計上であります。

以下、主な事業等について申し上げます。

８３ページをお開き願います。

事項③社会福祉協議会に要する経費は、指定管理業務委託料５，１３４万８，０００円、社会福祉協議会運営補助金２，３５６万円の計上であります。

下段の事項⑥国保特別会計に要する経費は、保険基盤安定負担金などの国民健康保険特別会計繰出金７，３７４万６，０００円の計上であります。

８５ページをお開き願います。

下段から８７ページにかけての障がい者福祉費の事項③障害者総合支援法に要する経費は、各給付費を含め１億７，５５７万６，０００円の計上であります。

老人福祉費の事項①職員人件費等、老人福祉に係る共通経費は、介護保険特別会計繰出金１億１，７１６万１，０００円を含め、合わせて１億３，０９０万９，０００円の計上であります。

９１ページをお開き願います。

事項⑥後期高齢者医療制度に要する経費は、8,624万6,000円の計上であります。

95ページをお開き願います。

上段の児童福祉総務費の事項⑤子ども・子育て支援に要する経費は、本年4月から保育所の新たな運営主体となる村社会福祉協議会に交付する子どものための教育・保育給付費補助金1億6,748万6,000円など、合わせて1億7,811万3,000円の計上であります。

96ページをお開き願います。

下段の保育所費の保育所事業に要する経費は、園舎西側の隣接地を借り上げ、駐車場を増設するための土地借り上げ料31万7,000円及び整備工事費300万円のほか、99ページ上段の原発事故に係る給食検査事業や子どもの健康・生活対策等支援に引き続き取り組むための経費を含め、合わせて5,934万6,000円の計上であります。

款4衛生費は、対前年度比19.2%増の3億1,881万8,000円の計上であります。

103ページをお開き願います。

主な事業として、下段から105ページにかけての保健衛生総務費の事項⑧健康長寿推進事業に要する経費は、モデル地区を対象に、元気づくりシステムの運用を進めるための経費335万2,000円の計上であります。

109ページをお開き願います。

中段の予防費の事項⑥新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費は、全額国庫負担となる5,529万5,000円を計上し、ワクチン接種業務に取り組むものであります。

113ページをお開き願います。

環境衛生費の事項⑤再生可能エネルギー利用促進に要する経費は、発電電力買取り制度の終了を迎える太陽光発電設備設置住宅を対象とした、蓄電池導入補助金を含め、515万円の計上であります。

114ページをお開き願います。

款5労働費は、前年度と同額の20万円の計上であります。

款6農林水産業費は、対前年度比8.5%増の3億7,964万4,000円の計上であります。

116ページをお開き願います。

主な事業として、下段から119ページにかけての農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費では、農業振興公社設立準備や、大玉産米のブランド化推進、農業機械等共同利用への購入補助、農耕用運転免許取得補助などの各種支援策のほか、飼料用米推進対策事業補助金290万円を含め、合わせて2,892万円の計上であります。

119ページ下段から121ページにかけての事項③産業振興センターの管理運営

に要する経費では、121ページ上段にございます12委託料において、産業振興センター指定管理業務委託料300万円を計上しております。

127ページをお開き願います。

中段の農地費の事項①農業農村整備に要する経費では、12委託料において、県補助金を活用し、大江幹線排水路を対象とした幹線排水路機能保全計画策定業務委託料1,000万円と、18負担金補助及び交付金において、荒池を対象とした県営農村地域防災減災事業負担金80万9,000円を計上しております。

133ページをお開き願います。

中段の事項⑤有害鳥獣被害防止対策に要する経費は、前年度に引き続き取り組むイノシシ被害防止総合対策実証事業の委託料1,200万円や、有害鳥獣防護柵設置事業補助金350万円、わな猟免許等取得者を対象とした有害鳥獣対策支援事業補助金81万円を含め、1,898万円を計上しております。

款7商工費は、対前年度比17.1%増の8,723万4,000円の計上であります。

主な事業として、134ページ中段の商工振興費の商工業の振興に要する経費は、基金を活用した新型コロナウイルス対策特別資金制度等利子補給補助金330万円を含め、合わせて3,608万2,000円の計上であります。

137ページをお開き願います。

下段の観光費の事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、139ページ上段にございますアットホームに係る指定管理業務委託料1,500万円や、合併処理浄化槽修繕工事費320万1,000円など、合わせて1,932万9,000円の計上であります。

款8土木費は、対前年度比40.1%増の5億9,327万6,000円の計上であります。

142ページをお開き願います。

主な事業として、道路新設改良費の道路新設改良に要する経費は、7,060万9,000円を計上し、宮下・高久線の測量調査や、西部幹線横断道路及び南町・石橋線の用地測量等に取り組むものであります。

下段の橋梁維持費では、32橋に係る定期点検業務委託料1,000万円を含め、合わせて1,256万円の計上であります。

144ページをお開き願います。

中段の都市計画総務費の都市計画の管理事務に要する経費は、スマートインターチェンジの立地に向けた広域的検討業務委託料1,500万円など、合わせて1,757万4,000円の計上であります。

146ページをお開き願います。

住宅管理費の事項①公営住宅の管理に要する経費は、災害公営住宅整備事業や周辺環境整備各事業の完了に伴う福島再生加速化交付金返還金3億2,190万6,000円など、合わせて3億3,468万2,000円の計上であります。

148ページをお開き願います。

中段の款9消防費は、対前年度比20.4%減の1億5,610万4,000円の計上であります。

常備消防費の常備消防に要する経費は、安達地方広域行政組合消防費負担金1億2,535万4,000円の計上であります。

152ページをお開き願います。

款10教育費は、対前年度比7.4%増の5億6,258万9,000円の計上であります。

主な事業として、事務局費の事項②教委事務局の管理運営に要する経費では、155ページご覧をいただきまして、中段にあります18負担金補助及び交付金において、学校給食費に係る保護者負担の軽減を、現行3割から5割とするための学校給食費補助金2,223万9,000円を含め、合わせて4,129万2,000円の計上であります。

159ページをお開き願います。

事項⑩平和教育推進に要する経費は、派遣中止となった令和2年度の対象団員と本年度の対象団員を、広島に派遣するための経費103万9,000円の計上であります。

161ページをお開き願います。

中段の事項⑫学校ICT推進に要する経費は、教職員の多忙化解消を図るための統合型校務支援システム運用経費や、導入を進めた学習用タブレット端末の利活用を図るためのICT支援担当指導主事の配置経費を含め、合わせて763万9,000円の計上であります。

下段から168ページ上段にかけては、玉井・大山両小学校に係る学校管理費と教育振興費、合わせて3,535万8,000円の計上であります。

168ページ上段から172ページ上段にかけての中学校費は、総額2,419万2,000円の計上であります。

飛びまして、172ページをお開き願います。

上段から176ページ中段にかけての幼稚園費は、玉井・大山両幼稚園における管理運営経費等総額1億7,056万7,000円の計上であります。

181ページをお開き願います。

中段の社会教育総務費の事項⑤地域学校協働活動事業に要する経費は649万6,000円を計上し、地域と学校の連携・協働による豊かな学びを支える環境づくりに取り組むものであります。

187ページをお開き願います。

中段のふるさとホール管理費の事項②ふるさとホール事業に要する経費では、12委託料において、収集を進めている野内与吉顕彰資料を展示するための業務委託料100万円を計上しております。

193ページをお開き願います。

中段の体育施設費の事項②プール・テニスコートの管理に要する経費は、2, 0 6 6 万円の計上であります。

1 9 4 ページをお開き願います。

給食センター費は、共同事業に係る負担金5, 4 1 2 万5, 0 0 0 円の計上であります。

中段からは款1 1 災害復旧費は、1, 2 2 5 万4, 0 0 0 円の計上であります。

下段の土木施設災害復旧費の土木施設災害復旧に要する経費は、令和元年度の台風1 9 号により被災した大作田1 号線に係る災害復旧実施設計業務委託料1, 2 0 0 万円を含め、合わせて1, 2 1 9 万4, 0 0 0 円の計上であります。

1 9 6 ページをお開き願います。

上段の款1 2 公債費は、元金と利子償還を合わせ、対前年度比3. 3 %増に当たる4 億5, 8 7 8 万4, 0 0 0 円の計上であります。

款1 3 諸支出金は、存目2 万円、款1 4 予備費は調整財源として、5, 1 1 1 万9, 0 0 0 円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

1 2 ページをお開き願います。

款1 村税は、対前年度比2. 2 %減の8 億8, 9 1 5 万3, 0 0 0 円の計上であります。

個人村民税は4. 2 %減の3 億2, 7 9 6 万7, 0 0 0 円、法人村民税は8. 7 %減の2, 6 1 5 万円の計上であります。

固定資産税は対前年度比0. 6 %減の4 億1, 3 4 1 万円、軽自動車税は制度改正により環境性能割と種別割に分類され、総額で3. 5 %増の3, 6 5 6 万8, 0 0 0 円、たばこ税は0. 8 %増の7, 1 7 8 万2, 0 0 0 円を計上したものであります。

1 4 ページをお開き願います。

入湯税は、コロナ感染症の影響により課税人員を6 1, 5 4 8 人と見込み、9 2 3 万2, 0 0 0 円の計上であります。

款2 地方譲与税は、対前年度比8. 6 %減の6, 1 3 2 万3, 0 0 0 円、款3 利子割交付金は4 8 万円、款4 配当割交付金は1 3 5 万8, 0 0 0 円、款5 株式等譲渡所得割交付金は5 0 万円の計上であります。

1 6 ページをお開き願います。

款6 法人事業税交付金は、3 0 1 万6, 0 0 0 円、款7 地方消費税交付金は、一般財源枠と社会保障財源枠における前年度実績等を考慮し、1 億4, 9 4 6 万6, 0 0 0 円の計上であります。

款8 ゴルフ場利用税交付金も前年度実績を考慮し1, 2 4 0 万4, 0 0 0 円、款9 環境性能割交付金は、令和元年度の制度改正により自動車取得税交付金から名称が変更されたもので、4 1 6 万3, 0 0 0 円の計上であります。

款1 0 地方特例交付金は、住宅ローン減税等に係る減収補填分で、1, 4 5 0 万

8, 000円の計上であります。

款11 地方交付税は、震災復興特別交付税交付金の皆減により、対前年度比0.04%減の15億1,177万5,000円の計上であります。

普通交付税交付金は、対前年度比4.5%増に当たる14億6,177万5,000円の計上であり、これは、前年度実績等を勘案して積算計上したものであります。

また、特別交付税交付金は、5,000万円の計上であります。

款12 交通安全対策特別交付金は、対前年度比2.6%増の151万8,000円の計上であります。

18ページをお開き願います。

款13 分担金及び負担金は対前年度比47.5%減の、1,007万7,000円の計上であります。

款14 使用料及び手数料は、対前年度比9.2%増の3,303万6,000円の計上であり、21ページ上段の災害公営住宅使用料において、家賃減免率が建築後5年経過で見直しが行われ、家賃収入が増額となるものでございます。

22ページをお開き願います。

款15 国庫支出金は、対前年度比10.3%減の4億6,448万3,000円の計上であります。

民生費国庫負担金の3 児童福祉費負担金は、保育所の運営を村社会福祉協議会に移管する公私連携型保育所を対象とした国庫負担金6,892万円を含め、1億9,288万7,000円の計上であります。

衛生費国庫負担金は、国庫負担10分の10で実施する新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費3,893万7,000円の計上であります。

24ページをお開き願います。

衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,635万8,000円を含め、合わせて2,088万円の計上であります。

土木費国庫補助金は、道路等側溝堆積物撤去事業の終了等に伴い、合わせて3,431万3,000円の計上であります。

26ページをお開き願います。

款16 県支出金は、対前年度比8.3%減の4億2,577万7,000円の計上であります。

民生費県負担金の3 児童福祉費負担金は、国庫負担金と同様に保育所の運営を村社会福祉協議会に移管する公私連携型保育所を対象とした県負担金3,446万円を含め、6,354万8,000円の計上であります。

下段の総務費県補助金の2 災害対策費補助金は、汚染土壌の搬出及び仮置場の原状回復業務の完了による除染対策事業交付金の減に伴い、1,859万6,000円の計上であります。

28ページをお開き願います。

下段から31ページにかけての農林水産業費県補助金の農業費補助金は、村全域の農地を対象農用地とし、広域化を図る多面的機能支払交付金事業補助金3,891万3,000円や、大江幹線排水路機能保全計画策定を対象とした、水利施設等保全高度化事業補助金1,000万円など、合わせて1億1,195万1,000円の計上であります。

林業費補助金は、2年目の取組となるイノシシ被害防止総合対策実証事業補助金1,200万円など、合わせて5,115万2,000円の計上であります。

32ページをお開き願います。

下段の款17財産収入は、対前年度比0.2%増の2,203万3,000円の計上であります。

財産貸付収入では、工業団地やスーパーセンター等への土地貸付けや、光ファイバー網の貸付けなど、2,174万7,000円の計上であります。

34ページをお開き願います。

中段の款18寄附金は、ふるさと納税寄附金等で1,500万1,000円の計上であります。

款19繰入金は、対前年度比125.3%増の5億3,871万1,000円の計上であります。

基金繰入金では、財政調整基金取崩しで2億円、中学生を台湾に派遣する「友好の翼」に充当となる、ふるさと応援基金取崩しで1,128万4,000円、災害公営住宅及び周辺環境整備の終了に伴う交付金返還金に充当となる長期避難者生活拠点形成等基金取崩しで3億2,190万5,000円、森林経営計画策定業務に充当となる森林環境譲与税基金取崩しで242万円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金取崩しで300万円と、それぞれの事務事業に充当するための計上であります。

中段の款20繰越金は、前年度と同額の8,000万円の計上であります。

款21諸収入は、対前年度比34.0%増の6,038万2,000円の計上であり、主な事業としては、39ページ下段の説明欄に記載のとおり、福島県後期高齢者医療広域連合事務局職員人件費負担金や、41ページ上段に記載の堆肥売りさばき等代金、中段の消防環境整備交付金等であります。

42ページをお開き願います。

款22村債は、対前年度比13.9%減の1億7,730万円の計上であります。

なお、臨時財政対策債は、地方の財源不足を普通交付税と併せて補うために、その発行が認められる一般財源的な起債であり、対前年度比33.3%増の1億2,000万円を計上したところであります。

198ページをお開き願います。

地方債の現在高の見込みに関する調書であります。

199ページ右下の額、39億9,018万8,000円が令和3年度末の現在高見込額であります。

その上の数字、19億599万7,000円は、地方交付税に代わって自治体が起

債を発行する臨時財政対策債の令和３年度末現在高見込額であります。現在高総額の４７．８％を占めるものであります。

２００ページ開いていただきまして、債務負担行為に関する支出予定額等に関する調書であります。本宮方部学校給食センター設備改修事業２件となっております。

２０２ページからは給与費の明細について、２１４ページからは会計年度任用職員の給与費について、２１６ページは性質別・目的別の歳出予算分類表を掲載しております。

以上、一般会計予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第２８号、令和３年度大玉村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

２３４ページをお開き願います。

款１総務費は、対前年度比１２．８％減の１，９６８万３，０００円の計上であります。

主に、事務従事者の人件費や電算処理委託料等、一般管理経費の計上であります。

２３６ページをお開き願います。

下段の款２保険給付費は、対前年度比０．４％増の６億１，３８９万５，０００円の計上であります。

医療費の増加が見込まれるため、一般被保険者療養給付費は、５億２，６５０万６，０００円の計上であります。

以下、各目ごとに所要の予算計上をしたものであります。

２３８ページ、ご覧をいただきまして、下段からは、高額療養費に係る計上であります。

また、２４０ページ中段から２４２ページにかけては、移送費、出産育児諸費、葬祭諸費、傷病手当金の計上であります。

２４２ページ下段にございます款３国民健康保険事業費納付金は、対前年度比２．２％増の２億４，０８４万４，０００円の計上であります。

２４４ページ中段にかけましての、対象となる医療給付費分や後期高齢者支援金分、介護納付金分について、福島県から示された算定基準に基づき算出し、福島県に納付するものであります。

２４４ページ下段からの款４財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

また、下段から２４６ページにかけての款５保健事業費は、対前年度比７．７％減の１，７３０万４，０００円の計上であり、引き続き、特定健康診査等の事業を実施するための経費や、国保被保険者の人間ドック事業などに要する経費の計上であります。

２４６ページ下段の款６基金積立金は２万円、２４８ページの款７公債費は存目計上であります。

中段から２５０ページにかけての款８諸支出金は、保険税還付金等１１６万

3, 000円の計上であります。

250ページ下段にございます款9予備費は、調整財源として200万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

226ページをお開き願います。

款1国民健康保険税は、対前年度比0.5%増の1億8,122万2,000円の計上であります。

国保税につきましては、現時点において、県支出金等の動向、歳出における各種納付金等の額が未確定であるため、前年度剰余金等も含め、6月の本算定において精査していくこととしております。

款2国庫支出金は、災害臨時特例補助金の存目計上であります。

下段から228ページにかけての款3県支出金は、広域化に伴う一括交付により、対前年度比0.05%増の6億2,032万7,000円の計上であり、療養給付費等に充当となる普通交付金で6億693万円、傷病手当金や特定健康診査等事業費に充当となる特別交付金で1,339万6,000円の計上であります。

中段の款4財産収入は、預金利子で2万円の計上であります。

230ページにかけての款5繰入金は、対前年度比2.2%増の9,304万9,000円であり、230ページ中段の国民健康保険財政調整基金繰入金では、1,500万円の基金取崩しを計上したところであります。

款6繰越金は存目計上であります。

款7諸収入は29万1,000円の計上であり、233ページご覧いただきまして、中段の雑入では特定健診受診者負担金の見込額22万円を計上したものであります。

款8村債は、存目計上であります。

252ページからは、給与費明細書であります。

以上、国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第29号、令和3年度大玉村玉井財産区特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

276ページをお開き願います。

款1総務費は、管理会委員、補助員の人件費や事務経費として、対前年度比4.7%減の135万8,000円の計上であります。

款2農林水産業費は、対前年度比18.2%減の261万8,000円の計上であります。

引き続き、小高倉山地内や東光地内における下刈りや枝打ち等の作業のほか、小高倉山地内の間伐に要する経費等の計上であります。

278ページの款3予備費は、36万3,000円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

274ページをお開き願います。

款1財産収入は、対前年度比17.6%減の333万7,000円の計上であり、

主に北上台のゴルフ場用地に係る土地貸付料等を見込んでおります。

款２繰越金は１００万円を、款３諸収入は存目計上であります。

以上、玉井財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第３０号、令和３年度大玉村農業集落排水事業特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

２９０ページをお開き願います。

款１維持費は、職員給与費や処理施設に係る維持管理等に要する経費として、対前年度比１３．７％減の３，８７４万９，０００円の計上であります。

２９２ページをお開き願います。

款２公債費は、長期債の元利償還金として、対前年度比１．４％減の７，７８２万５，０００円の計上であります。

款３予備費は、５０万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

２８８ページをお開き願います。

款１使用料及び手数料は、対前年度比２．９％増の６，１１６万３，０００円であり、新規加入を含む加入見込数７９２件に係る施設使用料を見込んでおります。

款２繰入金の一般会計繰入金は、公債費償還充当財源として対前年度比１．７％減となる５，５９０万７，０００円の計上であります。

以下、款３繰越金、款４諸収入はそれぞれ存目計上であります。

２９４ページご覧をいただきますと、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

２９６ページからは、給与費の明細書であります。

以上、農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第３１号、令和３年度大玉村土地取得特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

３１４ページをお開き願います。

款１土地開発基金費は、これまでに取得した用地の譲渡代金と、預金利子を基金に積み立てるもので、４３５万７，０００円の計上であります。

款２土地取得費は１，５２４万３，０００円の計上であり、保育所用地として、保育所西側の隣接地１，３５３平方メートルを１，４８８万３，０００円で取得する計画であります。

款３予備費は１万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

３１２ページをお開き願います。

款１財産収入は、基金利子と土地売払い代金を合わせて４３５万７，０００円の計上であります。

款２繰入金は、保育所用地を取得するための基金取崩し額１，５２５万３，０００円の計上であります。

以上、土地取得特別会計予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第32号、令和3年度大玉村介護保険特別会計予算について。

それでは、保険事業勘定の歳出よりご説明申し上げます。

340ページをお開き願います。

款1総務費は、対前年度比7.5%減の1,869万6,000円の計上であり、職員給与費や介護認定審査経費等を計上しております。

344ページをお開き願います。

款2保険給付費は、対前年度比2.9%増の7億1,000万円の計上であります。

介護サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など、要介護認定者が利用できる各種サービスを計上しております。

346ページをお開き願います。

介護予防サービス等諸費は、要支援認定者が利用できる各種予防サービスを計上しております。

348ページをお開き願います。

中段の高額介護サービス等費は、基準額を超えた自己負担額に対する給付費の計上であり、下段の高額医療合算介護サービス等費は、高額医療と高額介護の合算制度による給付費の計上であります。

350ページをお開き願います。

中段の特定入所者介護サービス等費は、低所得者の施設入所に係る食費や居住費の給付であります。

352ページをお開き願います。

款3財政安定化基金拠出金は、存目計上であります。

中段の款4地域支援事業費は、対前年度比4.3%増の4,348万9,000円の計上であります。

要支援者等に対する訪問介護や通所介護サービス提供に要する経費や、高齢者の介護予防を推進するための経費の計上であります。

355ページをお開き願います。

中段の包括的支援事業に要する経費の12委託料において、地域包括支援センターの業務を大玉村社会福祉協議会に委託するための委託料824万円を計上しております。

356ページをお開き願います。

中段の款5基金積立金は、利子積立金1万円の計上であり、款6公債費は存目計上であります。

下段から358ページにかけての款7諸支出金は保険料の還付金等5万2,000円、358ページご覧いただきまして、款8予備費は調整財源として100万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

326 ページをお開き願います。

款1 介護保険料は、第1号被保険者介護保険料で、対前年度比2.0%増の1億6,012万9,000円の計上であります。

款2 使用料及び手数料は、存目計上であります。

款3 国庫支出金は、対前年度比2.8%増の1億7,458万円の計上であり、中段の介護給付費負担金は、施設介護サービス給付費で保険給付費等の15%、その他のサービス給付費は20%を見込んでおります。

下段の財政調整交付金は、保険給付等の5%を計上しております。

330 ページご覧いただきまして、款4 支払基金交付金は、対前年度比4.2%増の1億9,741万8,000円の計上であり、第2号被保険者に係る保険料で、保険給付費等の27%相当が交付されます。

下段から332 ページにかけての款5 県支出金は、対前年度比1.6%増の1億1,141万7,000円の計上であり、国庫支出金と同様に、基準額に対して一定割合で交付されるものであります。

332 ページ下段にございます款6 財産収入は、基金利子収入1万円の計上であります。

334 ページをお開き願います。

款7 繰入金は、対前年度比2.1%増の1億2,968万8,000円の計上であり、介護給付費繰入金は8,875万1,000円の計上であります。

336 ページをお開き願います。

中段の款8 繰越金及び款9 諸収入は、存目計上であります。

360 ページからは、給与費の明細書であります。

次に、介護サービス事業勘定について、歳出よりご説明申し上げます。

384 ページをお開き願います。

款1 サービス事業費は、返還金等の事務管理経費10万円の計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

382 ページをお開き願います。

款1 繰越金は、前年度繰越見込額10万円の計上であります。

以上、大玉村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第33号、令和3年度大玉村後期高齢者医療特別会計予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

398 ページをお開き願います。

款1 総務費は、対前年度比3.3%減の141万4,000円の計上であり、一般管理や保険料徴収事務を行うものであります。

下段の款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比4.1%減の6,470万1,000円の計上であります。

400 ページをお開き願います。

款3 保健事業費は、対前年度比64.0%増の513万8,000円の計上であり、

広域連合から受託して高齢者健診事業を実施するものであります。

款４諸支出金は４３万１，０００円、４０２ページにございます款５予備費は存目計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

３９４ページをお開き願います。

款１後期高齢者医療保険料は、対前年度比４．５％減の４，９２０万１，０００円の計上であります。

款２使用料及び手数料と款３寄附金は、いずれも存目計上であります。

款４繰入金は、事務費や健診事業への一般会計繰入金と、保険料軽減相当額の繰入金で、１，９７３万６，０００円の計上であります。

款５繰越金は、存目計上であります。

下段から３９６ページにかけての款６諸収入は、２７４万５，０００円の計上であり、主に健診事業に係る受託収入や保険料還付金等を見込んでおります。

以上、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第３４号、令和３年度大玉村水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

４０７ページをお開き願います。

４０７ページは、予算を款項目別にした実施計画であります。

収益的収入は水道事業収益で１億６，５９１万６，０００円、収益的支出は水道事業費用で１億４，９７８万８，０００円であります。

４０８ページは、資本的収入及び支出の実施計画であります。

収入は、国庫支出金１，９２０万円、工事負担金及び他会計繰入金は存目計上、企業債は７，１２０万円であります。

支出は、拡張整備費で１億４６０万円、量水器購入の固定資産購入費で９５万８，０００円、企業債償還金は６，４４５万３，０００円、予備費は３５０万４，０００円であります。

４０９ページは、水道事業会計の予定キャッシュ・フロー計算書であり、下段には、現金・預金の残高等を明示しております。

４１０ページからは、職員の給与費明細書であります。

また、４１５ページ開いていただきますと、令和２年度決算見込みによる損益計算書であります。年度中の収益及び支出を消費税抜きで仮決算したもので、当期純利益は下段から３行目にございますが、３８８万３，６８２円を見込んでおります。

４１６ページご覧をいただきますと、令和２年度の予定貸借対照表で、年度末の総額は２０億２，４３１万３，９８３円であります。

また、４１８ページご覧をいただきますと、保有する資産、負債の内容を示した令和３年度の予定貸借対照表であり、年度末の総額は２０億３，７７１万５，１１２円であります。

また、４２０ページからは、参考資料として付した令和３年度の水道事業会計予算

明細書でございます。

以上のとおり、令和３年度各会計に係る予算について、提案理由の説明を申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地利勝） 以上で、施政方針並びに提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第７、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

１２月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りしました写しのとおり、陳情第１号の１件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付しております付託表のとおり、陳情第１号を産業厚生常任委員会に付託をいたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後２時４７分）